

久留米市公告第28号

令和5年1月12日付け久留米市公告第13号にて公告した城島総合支所庁舎等清掃業務の条件付き一般競争入札について、以下のとおり訂正する。

令和5年1月20日

久留米市長 原口 新五

原公告の内容を以下のとおり訂正する。

1. 原公告中、6項(2)号

【訂正前】

6 入札の方法

- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者、免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額(月額)から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載し、入札会場に持参すること。

【訂正後】

6 入札の方法

- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者、免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額(年額)から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載し、入札会場に持参すること。

2. 原公告中、8項(2)号

【訂正前】

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額に12月を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

【訂正後】

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。